

平 成 2 9 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成 29 年 第 7 回
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 29 年 7 月 20 日 (木) 午後 1 時 30 分

1. 場 所 箕面市役所 本館 3 階 委員会室

1. 出席者	教 育 長	藤 迫 稔 君
	代 表 教 育 委 員	
	教 育 長 職 務 代 理 者	山 元 行 博 君
	委 員	高 野 敦 子 君
	委 員	丹 澤 直 己 君
	委 員	大 橋 亜由美 君
	委 員	中 享 子 君

1. 付議案件説明者

子ども未来創造局長	千 葉 亜紀子 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	木 村 均 君
子ども未来創造局 担 当 部 長	浜 田 徳 美 君
子ども未来創造局 副 部 長	岡 裕 美 君
子ども未来創造局 学 校 教 育 監	石 橋 充 久 君
子ども未来創造局 担 当 副 部 長	小 西 敏 広 君
子ども未来創造局副理事	水 谷 晃 君
子ども未来創造局副理事	河 原 弘 明 君
教 育 政 策 室 長	村 中 慶 三 君
青 少 年 育 成 室 長	荻 野 知 崇 君
学 校 教 育 室 長	金 城 忠 君
幼児教育保育室担当室長	坪 田 忠 宏 君
保 健 ス ポ ー ツ 室 長	吉 田 卓 司 君

1. 出席事務局職員

教育政策室担当室長

山 本 学 君

教育政策室参事

小 堀 順 子 君

1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 箕面市いじめ防止基本方針改定の件
- 日程第 4 箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選
定委員会設置要綱改正の件
- 日程第 5 箕面市保育の利用に関する規則改正の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会活動評価委員委嘱の件
- 日程第 7 箕面市スポーツ推進委員委嘱の件
- 日程第 8 箕面市教育委員会人事発令の件
- 日程第 9 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 10 生徒指導の件

(午後 1 時 30 分開会)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今から、平成 29 年第 7 回箕面市教育委員会定例会を開催いたします。議事に先立ちまして事務局に「諸般の報告」を求めます。

(事務局報告)

○教育長（藤迫稔君）： ただ今の報告どおり、本委員会は成立いたしました。

○教育長（藤迫稔君）： それでは、日程第 1「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第 5 条第 2 項の規定に基づき、大橋委員を指定いたします。

○教育長（藤迫稔君）： 次に、日程第 2「教育長報告」を行います。

○教育長（藤迫稔君）： まず教育委員会委員関係は、8 日、15 日、29 日に教育委員会協議をもちまして、この間の経過や事務局の活動につきまして協議、議論をいただきました。10 日は「歯っぴい健康フェスタ 2017」が総合保健福祉センター 1 階のアトリウムで開催されました。私も参加しまして川柳コンクール入賞者に表彰状をお渡ししました。とてもユニークなものを射た川柳がたくさんありました。丹澤委員の出席をいただきました。29 日には今年度第 1 回臨時会を開催しました。これは事務局職員の非違行為に関する処分の件などを案件として臨時に開催し、処分の決定などを行いました。次に教育長ですが、5 月 31 日から 6 月 23 日まで、平成 29 年第 2 回箕面市議会定例会が行われました。教育委員会からの案件は、条例関係で箕面市子ども・子育て支援条例改正の件と、平成 29 年度一般会計補正予算第 2 号を、それぞれ可決いただきました。文教常任委員会の中で補正予算に関して、府の委託事業の業務改善加速事業については、加配することの目的や効果、課題などについて質疑応

答されました。また国の委託事業のいじめ防止対策事業についても、どういう目的でどういう事業をやっていくのかということに関して、質疑がありました。

(仮称) キッズパーク整備事業については、工事の内容や遊具のことについて委員さんから提案もいただき、質疑応答させていただきました。その他では、中学校野球部の準硬式から軟式への移行について少し進め方に丁寧さが足りなかったのではないかと、子ども達の気持ちをどうとらえているのか、移行の時期についてももう少し配慮することはできないか、など質問があり、教育委員会としての考えを回答させていただいております。次に本会議で、箕面市立中学校野球部の軟式移行時期見直しについては、かなり厳しい質問をいただきました。その質疑の中で約束しました、教育長自ら野球部に出向いて練習の様子を観ること、また顧問と膝を交えて話をするということについては、現時点で全校を巡回し、その様子等を確認し終えたところです。次に行事関係についてですが、12日に箕面市要保護児童対策協議会代表者会議が行われました。箕面市の要保護児童の状況について共有し、大阪府立大学山野先生からもご講演いただいております。29日に臨時校長経営会議を開催しております。これは各小中学校の校長に加え、教育委員会の室長級以上の職員を全員集めまして、飲酒運転は絶対にだめだということ、事故については十分注意すること、万が一事故を起こしたときには、適切な対応と報告を必ずすることを改めて周知徹底したところです。生涯学習関係では29日にメイプルホール大ホールで、シニア塾開講式があり、367名という多くの方が参加されました。丁寧に一生懸命PRや説明をした結果、従来よりもたくさんの方に参加いただいております。第61回春季市民大会では、それぞれの競技がそれぞれの場所で盛大に開催されております。以上です。

○教育長(藤迫稔君) : ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員(山元行博君) : 高野委員さんが、大阪府教育委員会主催の「親学」の講座を受けてこられたと思いますが、感想を一言お願いします。

○委員(高野敦子君) : この会にはたくさんの同じ志の方がいらっしゃって、ここでは親とはどうあるべきかということ学ぶ訳ではなく、親やそれに携わる方々と話し合う中で、自分が親としてどうやっていこうかというヒントを、自ら見つけるということが親学習なんだと感じました。地域の中で最近近所づきあいがあまりない中で、何かあったときに相談する機会がない。だからこそ今、府でやっている親学習を通して活動することが、子育てを語り合う場にもなっている。そしてそれがとても効果があるということを実際に参加して感じました。こういうことがやはり必要だと思いました。箕面市でも何かできないかなと思いました。

○教育長(藤迫稔君) : 他に何かありますか。

○委員(丹澤直己君) : 歯っぴい健康フェスタは今年で5回目ですが、歯の健

康だけではなく、様々な検査、相談を通じて健康をチェックする場を与えてくださり、発展的なフェスタになってきていると毎年行って感じています。まして子どもだけではなく、川柳を取り入れることで年配者も参加できる制度は、幼稚園から年配者まで対象となる素晴らしい機会だったと思います。毎年来られている大阪府歯科医師会の方によると、こんな制度は箕面市だけだと話していらっしゃいました。

- 教育長（藤迫稔君）： 議事に入る前に、日程第10号報告第49号生徒指導の件は、人事案件その他の案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開として審議したいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

- 教育長（藤迫稔君）： 異議なしと認めます。それではみなさまの総意により、当該案件については非公開で審議することといたします。

それでは、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定に基づき、山元代表教育委員を指名し、ここからの議事進行をお願いします。

- 代表教育委員（山元行博君）： ただいまご指名いただきましたので、ここからの議事を進行いたします。それでは日程第3、議案第52号「箕面市いじめ防止基本方針改定の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局学校教育室長に求めます。

- 子ども未来創造局学校教育室長： 本件は箕面市いじめ防止基本方針について、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定に基づく対応をより円滑に行うため、同方針の一部改定を提案するものです。

- 代表教育委員（山元行博君）： それではご質問、ご意見をお受けいたします。

- 委員（丹澤直己君）： このような改定を国がなぜしたのか理由を教えてください。

- 子ども未来創造局学校教育室長： 国のいじめ防止のための基本的な方針ですが、その基になっている「いじめ防止対策推進法」が平成25年に施行されております。その法の附則第2条第1項の中で、いじめ防止等の対策については、この法律の施行後3年をめぐりとして、この法律の施行状況を勘案し検討が加えられ、必要とあらばその結果に基づいて必要な措置が講ぜられるとあります。その方針に従って、文部科学省がいじめ対策協議会で国の方針についての検討を行って参りました。この検討の結果を踏まえて、今回「いじめの防止等のための基本的な方針」が改定され、それに伴い「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が新たに作成されたということになります。基本的には、これまでの方針に加えて、より具体的な内容について踏み込んだ記載をされたものになっていると思います。

○委員（中享子君）： その中でも改定の重要なポイントを教えてください。

○子ども未来創造局学校教育室長： 今回改定されたポイントは非常にたくさんあるのですが、中でも特徴的なものは、まずいじめの定義についてです。国の方針の改定に従って、箕面市でも改定しております。具体的な記載として、たとえば、「けんか」や「ふざけあい」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するということです。いじめかどうか判断しにくい、見えにくいものについてもその背景をより調査するようにと、「けんか」や「ふざけあい」であっても児童、生徒が被害を感じているものについては認定するようにと、具体的な記載があります。また、いじめの解消については今までは特に定義はありませんでしたが、今回新たに、いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月止んでいる状態と具体的に定義し記載されております。また、いじめに関する研修についてはこれまでも進めてまいりましたが、各校において二回、三回と複数回実施することが新たに国の方針で示されましたので、箕面市もそれに従って改定しております。

○委員（高野敦子君）： ありがとうございます。今回改定された箕面市いじめ防止基本方針ですが、これまでもこの方針を基に箕面市内の中で、様々な取り組みがされていたと思いますが、具体的に教えてください。

○子ども未来創造局学校教育室長： いじめの防止ですが、早期発見早期対応につきましては、今までも様々な取り組みを行ってきております。各学校の方では、今回のいじめ防止対策推進法の改定についても4月の校長経営会議で説明し、この方針に従って各学校の方針の見直しをしていくようにということをすでに伝えております。これまでもいじめ防止対策推進法に従って取り組みを進めておりますが、さらに細かな見直しを進めていくようにということで、校長経営会議だけでなく、生徒指導担当者の会でも同じ内容の説明をしております。先ほどの定義の説明ですが、各校の生徒指導担当者には、いじめを発見することが大切であって、いじめの件数が多くなることは学校として決して問題ではないと伝えました。これまでも伝えていますが、早期発見・早期対応するためには、認知すること、それについては些細なことであっても、子どもの気持ちや背景をよくよく考えて、できるだけ多く認知していくことが大切であると伝えてあります。改定をきっかけにさらに学校への指導を徹底したところです。また子どもレベルの取り組みにつきましては、中学校の生徒会が各校でいじめ防止の取り組みを進めていますが、その取り組みを発表する場として、6月に生徒会学習会を開催しております。この数年、毎年二回ずつ開催しておりますが、今年度もつい先日ほぼ全校の生徒会が集まり、いじめ防止の各校の取り組みを発表し、今後の方向性について話し合いました。

○委員（大橋亜由美君）： 現状にあわせて基本方針が改定され、市教委でも

ホットラインなど様々な対応や窓口を設けられて非常にいいとは思いますが、実際に保護者として感じるのは、いろんなレベルがありますが、何かあったとき、けがをしたというような明確な感じではないけれど、親の直感で不穏なものを感じてどこかに相談したいと思ったとき、迷いがある。先生方が忙しいからどうしようか、これを担任に相談したときどういう解決の方向になるのかなとか、実際保護者的には敷居が高い。保護者同士でもどう相談したらいいか、担任に相談した方がいいか、校長にいった方がいいかなど、保護者側の感覚はあまり変わっていない。そういうことも鑑みて、学校の先生方は、何かあったらすぐに言ってくださいとおっしゃってくださいますが、なかなか保護者としては踏み込めない。どの段階で相談したらいいかという悩みを常に抱えている。入学してから何度も先生達は保護者と会うような機会もあるから、そのたび毎に、具体的な例を挙げ、窓口は担任か校長かなど、何度も何度も何年も言い続ける努力をしていただきたいと思います。また中にはいっぱいいっぱいの先生方もいらっしゃると思うので、そのあたりは先生方にも保護者の話を聞いてくださいと言うことで、事務局からきちんと指導してほしいと思います。

○代表教育委員（山元行博君）： 国がガイドラインを頻繁に変えていますが、いじめなのか、ふざけているのかの区別の基準が、保護者に伝わっていないように思います。電話や相談をしてよい状況なのかどうか、保護者は迷っているという実感があります。保護者にその区別が行き渡るのは難しいが、なんとか周知できるようにならないかと思います。また相談の体制について、以前相談窓口が9時から5時までしかなかったことを考えると、教育委員会や他の教育機関、警察でも対応していることから、より丁寧になってきていますが、これらが機能しているかどうかを確認しておく必要があると思います。相談を受けている方がどんな方なのかも、わかる範囲で調べてもらえればと思います。もう一点は道徳に関してです。道徳教育の充実が言われていますが、道徳教育がきちんとできていなかったからいじめが多いのではと、とらえかねないと懸念しています。道徳教育を根付かせるというのは、事務局としても苦労だと思うが、覚悟を決めてきちんと道徳に取り組んでもらいたいと思います。細かな事例を教科として扱えるのは道徳だけで、子ども達同士のトラブルや先生との関係など、いろんな題材が道徳の教材には含まれています。是非、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

○教育長（藤迫稔君）： 私も3年半ほど学校現場におりましたので、各委員さんのおっしゃることはわかります。やっぱり遅い対応はうまくいかない。今起こったことをどれだけ早いタイミングで対応するかということが大切。たとえばその日の午前中起こったことを、放課後もしくは翌日の朝の対応では遅い。少なくとも保護者に対する連絡も昼休みにはする、遅くとも子ども達が帰る前にしておけば、いじめの事案も、親同士の対応も理解いただいて、あまりこじ

れることもないと思う。残念ながら放課後もしくは翌朝まで放っておくことにより、当日の夜保護者から電話があったり、翌朝の連絡帳で書いてあるということになる。こうなると最初の一步が遅れている。子ども達にとっても、ご家庭にとっても不安が増すということで、事案が起こったときには管理職や学校で共有するということが大切である。自分一人で抱え込まずに学年の先生に言うとか、先手先手を取り、早く対応することが難しいことにならない為に必要である。今後もそういう指導を続けていきたい。

○代表教育委員（山元行博君）： 他、ご意見等ございませんか。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、議案第52号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第4、議案第53号「箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局青少年育成室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 本件は、箕面市教育委員会事務局組織の見直しに伴い関係規定を整理するため、箕面市立青少年教学の森野外活動センター指定管理者候補者選定委員会設置要綱の一部を改正するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、議案第53号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第5、報告第54号「箕面市保育の利用に関する規則改正の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局幼児教育保育室担当室長に求めます。

○子ども未来創造局幼児教育保育室担当室長： 本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に従い、関係規定を整備するため、箕面市保育の利用に関する規則の一部改正を提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○委員（大橋亜由美君）： 改正の中で、保育の継続利用ができる期間の上限が2年に伸びていますが、その背景について説明をお願いします。

○子ども未来創造局幼児教育保育室担当室長： 今回規則改正する背景につきましては国において育児介護休業法が改正され、育児休業期間が現行の1才6ヶ月

月から2才までに延長されました。それに伴い、育児休業等の取得も、上の子どもの保育利用の継続利用ができる期間を、同様に2才までとするためのものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見はございませんか。

○代表教育委員（山元行博君）： それでは報告第54号を採決いたします。

本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第6、報告第45号「箕面市教育委員会活動評価委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長： 本件は、箕面市教育委員会活動点検評価委員を委嘱するため地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第45号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）： 次に、日程第7、報告第46号「箕面市スポーツ推進委員委嘱の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局保健スポーツ室長に求めます。

○子ども未来創造局青少年育成室長： 本件は、箕面市スポーツ推進委員を新たに2名委嘱する必要が生じたため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）： ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）： ないようですので、報告第46号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）： 異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第8、報告第47号「箕面市教育委員会人事発令の件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、出向、分限休職により発令するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ないようですので、報告第47号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：次に、日程第9、報告第48号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題といたします。議案の朗読を省略し、提案理由を子ども未来創造局教育政策室長に求めます。

○子ども未来創造局教育政策室長：本件は、去る6月15日に開催されました平成29年第6回箕面市教育委員会定例会及び去る6月29日に開催されました平成29年第1回箕面市教育委員会臨時会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第5条第2項の規定により、提案するものです。

○代表教育委員（山元行博君）：ご質問、ご意見をお受けいたします。

○代表教育委員（山元行博君）：ないようですので、報告第48号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○代表教育委員（山元行博君）：異議なしと認めます。よって、本件は報告どおり承認されました。

○代表教育委員（山元行博君）：各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等はございますでしょうか。

○代表教育委員（山元行博君）：他に、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば申出を受けますが、いかがですか。

○代表教育委員（山元行博君）：それでは次に日程第10、報告第49号「生徒指導の件」を議題といたします。冒頭で決定されましたとおり非公開といたしますので、当該案件に係る事務局職員以外の事務局職員及び傍聴の方は退席してください。

（報告第49号に係る審議）

○代表教育委員（山元行博君）：以上をもちまして、本日の会議はすべて終了し、付議された案件、議案3件、報告5件は、すべて議了いたしました。教育

長にお願いします。

○教育長（藤迫稔君）： ありがとうございます。これを持ちまして平成29
年第7回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後2時12分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことを認めたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

教育長

藤 迫 稔

委員

大 橋 亜 由 美